

[一般の利用者の皆様へ]

令和6年4月から



きっずる一む県庁別館 の

利用方法が変わります

変更点①

どなたでも利用できるようになりました

- ・ 山梨県庁への来庁者や県所管施設の利用者等でなくても、どなたでも利用できます
- ・ 対象となるお子様は、生後6ヶ月から小学校就学前の乳幼児です
- ・ 緊急時の呼び出しに対して30分程度で保護者等が迎えに来ることができることが要件です

変更点②

利用時間の制限がなくなりました

- ・ 2時間以内としていた時間制限がなくなりました
- ・ 利用できる時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後6時までです(年末年始・祝日を除く)

変更点③

利用料金の支払いが必要になりました

- ・ 1時間300円とし、利用が1時間を超える場合は1時間ごとに300円を加算します
(例) 8:00～10:00 利用 …2 時間 …600 円
8:00～10:15 利用 …2 時間 15 分 …900 円
8:00～11:00 利用 …3 時間 …900 円
- ・ 後日、山梨県の発行する納入通知書により、山梨県指定の金融機関等で納めていただきます
- ・ 月初めから月末までの利用実績分を翌月にまとめて請求します
- ・ 指定の期日までに支払いがない場合は、支払いが確認できるまでの間の予約及び利用はできません

[問い合わせ先]

きっずる一む県庁別館

電話:080-1352-9387 (予約もこちらです)

山梨県総務部職員厚生課 厚生給付担当

電話:055-223-1378

→きっずる一む県庁別館 HP はこちら

